

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

大規模小売店舗の新設に関する届出(八七・商工業振興課)
 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(八八・会計課)
 証紙売りさばきの廃止の届出(八九・会計課)
 地籍調査の成果の認証(九〇・農地計画課)
 都市計画の変更による送付図書の縦覧(九一・都市計画課)

公告

土地改良区の役員の退任の届出(秋田総合農林事務所)
 県営土地改良事業計画の決定(平鹿総合農林事務所)
 県営土地改良事業計画の変更(平鹿総合農林事務所)
 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(雄勝総合農林事務所)
 一般競争入札の実施(管財課)

告示 示

秋田県告示第八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年二月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社横浜フアーマシー 代表取締役 松山 稔
- (二) 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四十六番地三十四
大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ秋田広面店
秋田市広面字近藤堰越四十四番地の一外
- (三) 小売業を行う者の氏名及び住所
株式会社横浜フアーマシー 代表取締役 松山 稔
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四十六番地三十四
有限会社ドラッグコーポレーション 代表取締役 千葉 修三
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四十六番地三十四
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十四年十月一日
- (五) 店舗面積の合計
千三百四十二平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
八十六台
- (七) 駐輪場の収容台数
十六台
- (八) 荷さばき施設の面積
六十五平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
七・六立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時五十分から午後九時まで
- (十一) 駐車場の自動車の出入口の数
四か所
- (十二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時三十分から午後六時まで

二 届出年月日

平成十四年二月一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
- (二) 秋田市役所 商業観光課
縦覧期間
平成十四年二月十二日から同年六月十二日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第八十八号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十四年二月十二日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の住所及び氏名	
変更後	変更前
横手市駅前町六番二十二号 秋田ふるさと農業協同組合	横手市横手町字梅ノ木後百七十番地 秋田ふるさと農業協同組合

秋田県告示第八十九号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十四年二月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
北秋田郡合川町字オノ神六十五番地の一
- 二 廃止する売りさばき場所
あきた北央農業協同組合

北秋田郡森吉町米内沢字薬師下七十三番地の二あきた北央農業協同組合森吉支店
秋田県告示第九十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
平成十四年二月十二日

秋田県知事 寺田典城

(一) 調査を行った者の名称

鷹巣町

(二) 成果の名称

北秋田郡鷹巣町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域

(三) 北秋田郡鷹巣町大字綴子、栄及び鷹巣の各一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十二年度及び平成十三年
度二・八二平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十四年二月四日

(一) 調査を行った者の名称

琴丘町

(二) 成果の名称

山本郡琴丘町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域

(三) 山本郡琴丘町大字鹿渡の一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十二年度及び平成十三年
度〇・四三平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十四年二月四日

(一) 調査を行った者の名称

昭和町

(二) 成果の名称

南秋田郡昭和町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域

(三) 南秋田郡昭和町大字大久保及び乱橋の各一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十二年度及び平成十三年
度〇・四三平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十四年二月四日

調査を行った者の名称
昭和町

成果の名称
南秋田郡昭和町の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行った地域
南秋田郡昭和町大字大久保及び乱橋の各一部

実施年度及び認証面積
平成十二年度及び平成十三年
度〇・四三平方キロメートル

- (四) 実施年度及び認証面積
平成十三年
〇・四八平方キロメートル
認証年月日
平成十四年二月四日
- (五) 調査を行った者の名称
鳥海町
- (二) 成果の名称
由利郡鳥海町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- (三) 由利郡鳥海町大字百宅及び上直根の各一部
実施年度及び認証面積
- (四) 平成十二年度及び平成十三年度
九・〇九平方キロメートル
認証年月日
平成十四年二月四日
- (五) 調査を行った者の名称
協和町
- (二) 成果の名称
仙北郡協和町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- (三) 仙北郡協和町大字荒川の一部
実施年度及び認証面積
- (四) 平成十二年度及び平成十三年度
三・五三平方キロメートル
認証年月日
平成十四年二月四日
- (六) 調査を行った者の名称
雄物川町
- (二) 成果の名称
平鹿郡雄物川町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- (三) 平鹿郡雄物川町大字大沢の一部
実施年度及び認証面積
- (四) 平成十二年度及び平成十三年度

- (五) 三・五三平方キロメートル
認証年月日
平成十四年二月四日
- (七) 調査を行った者の名称
山内村
- (二) 成果の名称
平鹿郡山内村の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- (三) 平鹿郡山内村大字土淵の一部
実施年度及び認証面積
- (四) 平成十二年度及び平成十三年度
〇・三四平方キロメートル
認証年月日
平成十四年二月四日
- (八) 調査を行った者の名称
羽後町
- (二) 成果の名称
雄勝郡羽後町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- (三) 雄勝郡羽後町大字西馬音内堀廻及び字元西の各一部
実施年度及び認証面積
- (四) 平成十二年度及び平成十三年度
一・一一平方キロメートル
認証年月日
平成十四年二月四日

秋田県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、河辺町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年二月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書

河辺都市計画公園（四・四・一 号北野田公園）の変更の総括図、計画図及び計画書

公 告

二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田市上北手猿田土地改良区から次のとおり役員の内出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年二月十二日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名
秋田市上北手大山田字大平沢二十二番地の一

嵯峨念雄

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 平鹿郡増田町亀田字半助村六十八番地沼沢武雄ほか十六人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（亀田地区土地改良総合整備事業（担い手育成型））計画書の写し

縦覧期間 平成十四年二月十三日から同年三月十二日まで

(二) 縦覧場所 増田町役場

二 平鹿郡山内村土淵字岩瀬四十番地一照井介ほか十六人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（二瀬地区ため池等整備事業「用排水施設整備」）計画書の写し

縦覧期間 平成十四年二月十三日から同年三月十二日まで

(二) 縦覧場所 山内村役場

平鹿郡十文字町鼎字上野村八番地小国昌康ほか十七人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（佐賀会地区土地改良総合整備事業

業（担い手育成型））変更計画書の写し
二 縦覧期間 平成十四年二月十三日から同年三月十二日まで
三 縦覧場所 十文字町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、稲川町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（寺ヶ沢地区基盤整備促進事業（かんがい排水））計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十四年二月十三日から同年三月十二日まで

三 縦覧場所 稲川町役場

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年二月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

マイクログレート分光光度計 二台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限 平成十四年三月二十八日（木）

(四) 納入場所

秋田県北部家畜保健衛生所、秋田県南部家畜保健衛生所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県知事 寺田典城

ページ	段	行	誤	正
正 誤				
<p>(一) 入札の方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(二) 入札の無効 規則第六十六各号に掲げる入札は、無効とする。</p> <p>(三) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。</p> <p>(四) 提出書類等 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。</p> <p>(五) その他 詳細は、入札説明書による。</p>				

平成十一年四月三十日(第一千五十八号)掲載の秋田県公告(土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北農林事務所))

(原稿誤り)
 一五 上 三 字大川端百十一番地
 " " 一 一 字車田山二番地三 字大川端百十一番地一
 " " " 字車田山二番地四

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄